平成２４年（フ）第１３４４号
京都府宇治市槇島町落合43番地10　グリーンタウン槇島団地205棟402号室、前住所京都府宇治市神明宮西８番地の15
債務者　髙山　慎也
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１３５７号
京都市右京区西京極午塚町115番地　第一東久ハイツ401号
債務者　清水　陶子
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１３７４号
京都市伏見区車町276番地
債務者　清田　靖男
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１４４２号
京都市山科区厨子奥若林町21番地１　あけぼの荘２階７号室
債務者　福島　弘美
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第９５号
堺市中区深井北町3408番地　奥中ハイツ205号、前住所堺市南区高倉台２丁11番22―213号
債務者　松本　美江
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１０２１号
堺市南区新檜尾台３丁２番２―203号
債務者　池田　弘志
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１０９２号
大阪府富田林市高辺台３丁目４番43―202号、前住所大阪府富田林市小金台３丁目９番29号
債務者　松原　陸夫
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１０９３号
大阪府富田林市高辺台３丁目４番43―202号、前住所大阪府富田林市小金台３丁目９番29号
債務者　松原　里惠
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１３２号
堺市南区原山台３丁１番15―402号
債務者　宮﨑　幸子
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１５６号
堺市中区福田1037番地１
債務者　井上　光則
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１６９号
堺市東区白鷺町１丁12番12号、前住所大阪府和泉市黒鳥町１丁目５番91号
債務者　細川　義継
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１９１号
堺市中区土師町２丁14番22号
債務者　西田　貴子
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第６７１号
熊本市中央区帯山１丁目33番50号　帯山西ハイツ203号、前住所熊本市田迎６丁目９番１―213号
債務者　田上　和博
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１９６号
群馬県太田市龍舞町1980番地１　田畑方、住民票上の住所栃木県佐野市堀米町237番地
債務者　若田部　彰
1　決定年月日時　平成24年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで　前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第５１３号
大阪府貝塚市王子967番地
債務者　白草　英明
1　決定年月日時　平成24年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第５４３号
大阪府和泉市小田町586番地の１―２―716
債務者　宗像　　旭
1　決定年月日時　平成24年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第５４４号
大阪府和泉市小田町586番地の１―２―716
債務者　宗像　敏子
1　決定年月日時　平成24年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係